

処 分 基 準

令和7年6月28日作成

法 令 名： 風営適正化法
根 拠 条 項： 第35条の4第1項
処 分 の 概 要： 接客業務受託営業を営む者に対する指示
原権者（委任先）： 東京都公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙1「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく指示及び措置命令の基準」のとおり
問 合 せ 先： 営業所を管轄する警察署の生活安全課
備 考：

別紙 1

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく指示及び措置命令の基準

第 1 指示

1 指示の基準

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）若しくはその他の法令又は法に基づく条例の規定に違反する行為（法第 28 条第 1 項（法第 31 条の 13 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定及び同条第 2 項（法第 31 条の 13 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反する行為を除く。）が行われた場合は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないと明らかに認められるときを除き、法第 25 条、第 29 条、第 31 条の 4 第 1 項若しくは第 31 条の 6 第 2 項第 1 号、第 31 条の 9 第 1 項若しくは第 31 条の 11 第 2 項第 1 号、第 31 条の 14、第 31 条の 19 第 1 項若しくは第 31 条の 21 第 2 項第 1 号、第 31 条の 24、第 34 条第 1 項又は第 35 条の 4 第 1 項若しくは第 4 項第 1 号の規定に基づき、指示をするものとする。ただし、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は店舗型風俗特殊営業、受付所営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずる場合は指示を行わないこと。

なお、法に基づく処分又は法第 3 条第 2 項（法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規定に基づき付された条件に違反した場合は、営業停止等の対象であり、指示の対象ではないので留意すること。

- (2) 二以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者の一の営業所における法令等の違反について、指示を行い、又は営業の停止を命ずる場合、当該違反の態様、組織性等に鑑み、同様の違反が他の営業所においても行われる蓋然性が認められ、これを未然に防ぐ必要があるときや、当該指示処分又は営業停止命令の実効性を担保するために必要なときには、当該違反の事実を根拠として、当該他の営業所に関しても指示をすることができる。
- (3) 指示は、比例原則にのっとって行うこと。
- (4) 指示は、営業者に過大な負担を課さないものとする。
- (5) 指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。
- (6) 指示は、1 回の違反について 1 回行うものとする。

2 指示の手續

- (1) 指示を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号）第 20 条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとする。ただし、技術的な基準に従うべきことを指示するときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 2 項第 3 号の規定により弁明の機会の付与を要しない。
- (2) 指示は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「施行規則」という。）第 112 条第 1 項の書面に審査請求をすることができる旨を記載して行うこと。

3 指示の内容

- (1) 違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるものとし、また、必要に応じ、違反状態を解消するための方法を盛り込むものとする。
- (2) 将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。
- (3) 状況に応じ、(1)及び(2)の指示を併せて行い、善良の風俗の保持等を図るものとする。

する。

- (4) 二以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者について、一の営業所に関して行われた違反行為を処分事由として、他の営業所についても指示処分を行う場合、当該指示処分の内容は一の営業所について行われるものと必ずしも同一である必要はなく、個別の事情に応じて決定される。

4 指示を行った後の措置

指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、営業停止等の処分を行うこと。

第2 措置命令

1 措置命令の基準

- (1) 法第 31 条の 8 第 3 項又は第 4 項の規定に違反する行為が行われた場合は、法第 31 条の 10 又は第 31 条の 11 第 2 項第 2 号の規定に基づく命令（以下「措置命令」という。）をするものとする。
- (2) 措置命令は、比例原則にのっとって行うこと。
- (3) 措置命令は、営業者にとって過大な負担を課さないものとする。
- (4) 措置命令の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。
- (5) 措置命令は、1 回の違反について 1 回行うものとする。

2 措置命令の手續

- (1) 措置命令を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第 20 条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとする。
- (2) 措置命令は施行規則第 112 条第 1 項の書面に審査請求をすることができる旨を記載して行うこと。

3 措置命令の内容

第 1 の 3 に準じて行うこと。

4 措置命令を行った後の措置

措置命令を行った後は、措置命令に違反していないかどうかを確認すること。